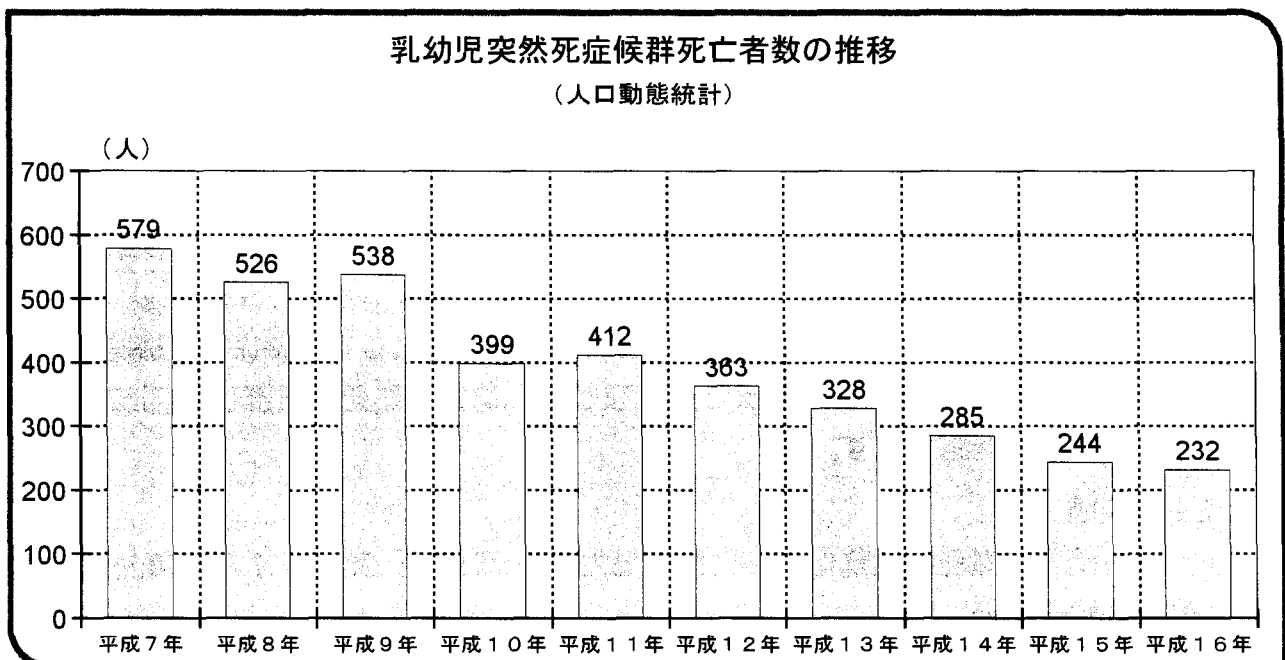


## 平成17年度乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間

### 1 SIDSとは

- ・ 乳幼児突然死症候群（SIDS：Sudden Infant Death Syndrome）は、それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく眠っている間に突然死亡してしまう病気です。
- ・ 発症は年々減少傾向にはありますが、平成16年においては全国で232人の赤ちゃんがこの病気で亡くなっており、1歳未満の乳児の死亡原因の第3位となっています。
- ・ 発症原因はまだわかりませんが、以下の2に示すいくつかのことに留意することにより、この病気の発症率が低下することが研究により明らかになっています。



## 2 乳幼児突然死症候群(SIDS)発症の危険性を低くするための留意点

### (1) 赤ちゃんを寝かせるときは、あおむけ寝にしましょう。

うつぶせに寝かせたときの方が、あおむけ寝の場合に比べて乳幼児突然死症候群(SIDS)の発症率が高いということがわかっています。うつぶせ寝が乳幼児突然死症候群(SIDS)を引き起こすものではありませんが、医学上の理由でうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、赤ちゃんの顔が見えるあおむけに寝かせるようにしましょう。

### (2) 妊娠中や赤ちゃんの周囲で、たばこを吸わないようにしましょう。

たばこは、乳幼児突然死症候群(SIDS)発症の大きな危険因子です。妊婦自身の喫煙はもちろんのこと、妊婦や赤ちゃんのそばでの喫煙もよくありません。妊娠したらたばこはやめましょう。

### (3) できるだけ母乳で育てましょう。

母乳による育児が赤ちゃんにとって最適であることは良く知られています。人工乳が乳幼児突然死症候群(SIDS)を引き起こすものではありませんが、できるだけ母乳で育てるようにしましょう。

## 3 乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間の趣旨

平成11年度より、11月を乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間と定め、乳幼児突然死症候群(SIDS)に対する社会的関心の喚起を図るとともに、重点的な普及啓発活動を実施しています。

平成17年度においても同様に、11月を対策強化月間として、関係行政機関、関係団体等において各種の普及啓発活動を行うなど、乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防に関する取組の推進を図ります。

### <主な取組>

- ・ 「乳幼児突然死症候群(SIDS)に関するガイドライン」(平成17年4月公表)の内容の周知・普及。
- ・ ①あおむけ寝、②母乳哺育、③保護者等の禁煙の3つの望ましい育児習慣等について、ポスターおよびリーフレットの活用による全国的な啓発活動。
- ・ 「健やか親子21」国民運動における全国的な啓発活動の展開。
- ・ 関係行政機関、関係団体等を通じて、医療機関等に対し、「乳幼児突然死症候群(SIDS)に関するガイドライン」の内容を参考とし、検案を行う際は、乳幼児突然死症候群(SIDS)と虐待又は窒息事故とを鑑別するためにも、的確な対応を行うこと、必要に応じ、保護者に対し乳幼児の解剖を受けることを勧めることを依頼。

## 4 期 日

平成17年11月1日（火）から11月30日（水）まで。

ただし、地域の実情に応じ、期間延長等の変更は差し支えないものとしています。

## 5 主 唱

厚生労働省

## 6 乳幼児突然死症候群(SIDS)に関するガイドライン

平成17年4月、厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究事業)「乳幼児突然死症候群(SIDS)の診断のためのガイドライン作成およびその予防と発症率軽減に関する研究」(主任研究者：坂上正道北里大学名誉教授)において、乳幼児突然死症候群(SIDS)の定義および診断に際しての留意事項を明確にした「乳幼児突然死症候群(SIDS)に関するガイドライン」を公表しました。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/04/h0418-1.html>

参考 「乳幼児突然死症候群(SIDS)に関するガイドライン」(平成17年4月公表)概要

### I 乳幼児突然死症候群(SIDS)の定義

それまでの健康状態および既往歴からその死亡が予測できず、しかも死亡状況調査および解剖検査によってもその原因が同定されない、原則として1歳未満の児に突然の死をもたらした症候群。

### II 診断に際しての留意事項

- 1) 乳幼児突然死症候群(SIDS)は原則として新生児期を含めて1歳未満とする。
- 2) 乳幼児突然死症候群(SIDS)の診断は剖検に基づいて行い、解剖がなされない場合および死亡状況調査が実施されない場合は、死亡診断書(死体検案書)の分類は「不詳」とする。
- 3) 乳幼児突然死症候群(SIDS)は一つの疾患単位であり、その診断のためには、乳幼児突然死症候群(SIDS)以外の疾患および窒息や虐待などの外因死との鑑別診断が必要である。
- 4) 外因死の診断には死亡現場の状況および法医学的な証拠を必要とする。また、虐待等意図的な窒息死は鑑別が困難な場合があり、慎重に診断する必要がある。

### 【参考資料】

- 1 乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間実施要綱
- 2 普及啓発用ポスター …略…ご希望の方にはデータお渡しします
- 3 普及啓発用リーフレット

## 乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間実施要綱

## 1 名 称

乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間

## 2 趣 旨

乳幼児突然死症候群（SIDS）とは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児に突然の死をもたらす疾患であり、乳児の死亡原因の上位を占めていることから、その発生の低減を図るための対応が強く求められている。

また、これまでの研究により、「うつ伏せ寝」、「人工栄養哺育」、「保護者等の習慣的喫煙」が乳幼児突然死症候群（SIDS）発生の危険性を相対的に高めるとの結果が得られている。

これらを踏まえ、平成11年度より11月を乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間と定め、乳幼児突然死症候群（SIDS）に対する社会的関心の喚起を図るとともに、重点的な普及啓発活動を実施してきたところであるが、平成17年度においても同様に、11月を対策強化月間として、関係行政機関、関係団体等において各種の普及啓発活動を行うなど、乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防に関する取組の推進を図るものである。

また、平成17年度の対策強化月間においては、本年4月、厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）「乳幼児突然死症候群（SIDS）の診断のためのガイドライン作成およびその予防と発症率軽減に関する研究」（主任研究者：坂上正道北里大学名誉教授）において、乳幼児突然死症候群（SIDS）の定義及び診断に際しての留意事項を明確にした「乳幼児突然死症候群（SIDS）に関するガイドライン」を公表したところであり、この内容の周知・普及にも十分留意することとする。

おって、11月を対策強化月間と定める理由は、12月以降の冬期に乳幼児突然死症候群（SIDS）が発生する傾向が高いことから、発生の予防に対する普及啓発を重点的に行う必要があるためである。

## 3 期 日

平成17年11月1日（火）から平成17年11月30日（水）

ただし、地域の実情に応じ、期間延長等の変更は差し支えない。

## 4 主 唱

厚生労働省

## 5 協 力

健やか親子21推進協議会（別紙）

## 6 平成17年度における実施方法

### (1) 厚生労働省

厚生労働省は、関係行政機関、関係団体等と連携し、乳幼児突然死症候群(SIDS)の定義及び診断に際しての留意事項を明確にした「乳幼児突然死症候群(SIDS)に関するガイドライン」(平成17年4月公表)の内容の周知・普及並びに①うつ伏せ寝、②人工栄養哺育、③保護者等の習慣的喫煙の3つの避けるべき育児習慣等について、全国的な普及啓発活動の推進を図るため、次の取組を行う。

- ・ 普及啓発用ポスター及び普及啓発用リーフレットを関係行政機関及び関係団体等に配布し、全国的な普及啓発活動を展開する。
- ・ 「健やか親子21」において、健やか親子21推進協議会の設置や全国大会の開催等により、乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防に関する普及啓発活動等を着実に実施する。
- ・ 関係行政機関、関係団体等を通じて、医療機関等に対し、「乳幼児突然死症候群(SIDS)に関するガイドライン」(平成17年4月公表)の内容を参考とし、検案を行う際は、乳幼児突然死症候群(SIDS)と虐待や窒息事故とを鑑別するためにも、的確な対応を行うこと、必要に応じ、保護者に対し乳幼児の解剖を受けることを勧めることを依頼する。

### (2) 都道府県、政令市及び特別区

都道府県、政令市及び特別区は、関係行政機関、関係団体等との連携を密にし、それぞれの地域の実情に応じた広報計画及び実施計画を作成し、次の例を参考にしながら乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防に関する普及啓発活動を推進する。

なお、都道府県においては、市町村を含めた普及啓発活動の展開を図るなど、地域全体が一体となった取組が図られるよう留意する。

また、取組に当たっては、乳幼児突然死症候群(SIDS)の定義及び診断に際しての留意事項を明確にした「乳幼児突然死症候群(SIDS)に関するガイドライン」(平成17年4月公表)の内容の周知・普及にも十分留意する。

<例>

#### ① ポスター、リーフレット等の配布等による啓発活動の実施

- ・ 厚生労働省が作成、配布する普及啓発用ポスター、リーフレットを活用し、地域の特性に応じた方法により、効率的、効果的な普及啓発活動を展開する。
- ・ 家庭だけではなく、児童福祉施設や医療機関等に対する啓発活動を実施する。
- ・ 市区町村窓口等において、リーフレットを配布する。

#### ② 研修会、講習会、講演会、シンポジウム、街頭キャンペーン等を実施する。

#### ③ 妊産婦・乳幼児健康診査等の機会を利用し、子育て中の家庭への呼びかけ等を行う。

別紙

健やか親子21推進協議会参加団体

- 乳幼児突然死症候群（SIDS）家族の会
- （社福）恩賜財団母子愛育会
- （財）家庭保健生活指導センター
- （社団）国民健康保険中央会
- 子どもの心・体と環境を考える会
- （NPO）児童虐待防止協会
- （財）性の健康医学財団
- 全国児童相談所長会
- 全国児童相談所心理判定員協議会
- 全国市町村保健活動協議会
- （社福）全国社会福祉協議会
- 全国情緒障害児短期治療施設協議会
- 全国助産師教育協議会
- （社団）全国ベビーマッサージ協会
- 全国保健所長会
- （社団）全国保健センター連合会
- 全国保健師長会
- 全国養護教諭連絡協議会
- （NPO）難病のこども支援全国ネットワーク
- （社団）日本医師会
- （社団）日本栄養士会
- （社団）日本家族計画協会
- （財）日本学校保健会
- （社団）日本看護協会
- 日本公衆衛生学会
- （社団）日本産科婦人科学会
- （社団）日本歯科医師会
- 日本思春期学会
- 日本児童青年精神医学会
- （社団）日本小児科医会
- （社団）日本小児科学会
- 日本小児看護学会
- 日本小児救急医学会
- （社団）日本小児保健協会
- 日本助産学会
- （社団）日本助産師会
- 日本性感染症学会
- 日本赤十字社
- 日本タッチケア研究会
- 日本保育園保健協議会
- （社福）日本保育協会
- （財）日本母子衛生助成会
- 日本母性衛生学会
- （社団）日本産婦人科医会
- 日本母乳の会
- （社団）日本薬剤師会
- （社団）日本理学療法士協会
- （財）母子衛生研究会
- （社団）母子保健推進会議
- （社団）母子用品指導協会
- 日本小児歯科学会
- 日本小児総合医療施設協議会
- 有限責任中間法人日本周産期・新生児医学会
- 日本学校保健学会
- 日本小児神経学会
- （財）日本食生活協会
- 全国病児保育協議会
- 性と健康を考える女性専門家の会
- 日本外来小児科学会
- 日本糖尿病・妊娠学会
- 日本母乳哺育学会
- （社団）日本女医会
- 日本産業衛生学会
- 日本小児循環器学会
- （社団）日本泌尿器科学会
- 日本臨床心理士会
- 全国母子保健推進員連絡協議会
- （財）児童健全育成推進財団
- （財）日本性教育協会
- すくすく子育て研究会
- （財）こども未来財団
- 健康日本21推進フォーラム
- （財）母子健康協会
- 日本不妊看護学会
- 日本乳幼児精神保健研修研究会FOUR WINDS

SIDS対策  
強化月間

みんなの赤ちゃんをSIDSで  
突然なくさないために。

家族みんなで結んでください、

3つの約束。

SIDS（乳幼児突然死症候群）とは・・・。

何の予兆も既往歴もなく、それまで元気だった乳児が、睡眠中に突然死亡する病気です。原因はまだ解明されていません。日本での発症頻度は出生4000人に1人と推定され、生後2カ月から6カ月に多いとされます（まれに1歳以上の乳児の発症もあります）。また季節的には冬に起きやすい病気です。

# 元気だった赤ちゃんが 眠っている間に突然なくなる病気、

なるべく  
赤ちゃんは  
一人にしないでね。

## SIDS (乳幼児突然死症候群) を防ぐために…

※SIDSの原因はまだ解明されていません。しかし、以下の1、2、3をまもることでSIDSの発生率を抑えることが数々の研究で明らかになっています。

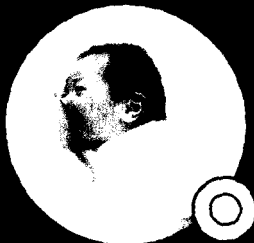


### 約束 1 うつぶせ寝はやめてね。

「うつぶせ寝」の方がSIDSの発生率が高いという研究結果がでています。うつぶせ寝がSIDSを起こすものではありませんが、医学上の理由でうつぶせ寝を勧められている場合以外は、赤ちゃんの顔が見えるあおむけで寝かせましょう。

### 約束 2 たばこは吸わないでね。

健康の害となるたばこはSIDSにも大きく関係しています。妊婦自身の喫煙はもちろん、妊婦や赤ちゃんのそばでの喫煙は避けること。身近な人の理解も大切ですので、日頃から喫煙者に協力を求めましょう。また、妊娠中の喫煙は、お腹の赤ちゃんの体重を増えにくくし、また呼吸中枢にも明らかによく影響を及ぼします。



### 約束 3 できる限り母乳でね。

調査によると、母乳で育てられた乳児は、人工乳で育てられた乳児と比べると「SIDSの発症の危険性が低い」という結果がでています。人工乳がSIDSを引き起こすものではありませんが、できる限り母乳での育児をおすすめします。

「乳幼児突然死症候群(SIDS)の診断のためのガイドライン」は、厚生労働省ホームページで全文をご覧ください。  
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/04/h0418-1.html>



健やか親子21運動は、21世紀の母子保健を推進する国民運動計画です。健やか親子21では、2010年までに乳児のSIDS死亡率を半減することを目標に掲げています。

お問い  
合わせは

乳幼児突然死症候群(SIDS)については、各都道府県・市町村の母子保健担当課及び保健所・保健福祉センターなどでご相談に応じています。

### ● 子どもに安全をプレゼント 事故防止支援サイト

健やか親子21では、2010年までに子どもの不慮の事故死亡率を半減することを目標に掲げています。このサイトに掲載されたチェックリストを参考に、子どもの事故を防ぐための育児環境の再点検をしましょう。  
<http://www.niph.go.jp/sosihiki/shogai/jikoboshi-index.html>

### ● 働いている妊産婦さんへ

妊娠や出産などを理由とした解雇は、男女雇用機会均等法で禁止されています。妊娠や出産などを理由に会社から解雇されたり、意に沿わない退職を強要されたら、都道府県労働局雇用均等室にご相談ください。トラブル解決のために調停制度などをご利用いただけます(無料)。

(都道府県労働局雇用均等室の連絡先)  
<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou-index.html>